



平成25年7月12日

保護者各位

学校法人 磯野学園 理事長 磯野光伸
国風第一幼稚園 園長 磯野洋子

平成26年度授業料等の変更について

平素は本園の教育運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成26年4月から消費税が5パーセントから8パーセントに変更される予定です。

従いまして、授業料(給食の提供に係る経費を含む)及び施設設備費(スクールバス利用者)で賄われる諸経費の内、消費税が課税される経費の消費税増額分を授業料等に加算するため、平成26年4月から授業料と施設設備費を次のとおり変更させていただきます。

授業料(給食の提供に係る経費を含む)は月額 450 円加算して月額 24,650 円、施設設備費(スクールバス利用者)は月額 100 円加算して 3,300 円とします。なお、授業料に含まれている給食の提供に係る経費分は、月額 150 円加算して月額 5,350 円となります。

この度の授業料変更の理由が消費税の変更ということから、変更後の授業料は平成26年度全園児から適用とします。

また、平成26年度から、所得制限なく、概ね2人目から授業料半額、3人目以降無料化が予定されていますので、平成26年度から、本園独自の同時在園2人目以降の授業料の減免制度は廃止します。

引き続きより良い教育環境を目指して参りますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 本園の授業料(給食の提供に係る経費を含む)、施設設備費及び入園料は消費税課税対象外です。

※ 予定されている制度(消費税増税並びに2人目から授業料半額化等)が平成26年4月に実施されなかった場合は、それぞれの変更は取りやめします。